令和2(2020)年7月27日

(名称) 上三川町地域公共交通活性化協議会

#### 生活交通確保維持改善計画の名称

上三川町地域内フィーダー系統確保維持計画

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

#### 1)目的

- ① 高齢社会に対応すべく、「高齢者等が必要とする」、「高齢者等が利用しやすい」地域公共交通の整備を図る。
- ② 町内すべての地域で公共交通を利用可能にし、公共交通不便地域の解消を図る。
- ③ 既存の路線バス等と接続することにより、路線バスの利便性向上及び地域公共交通の利便性確保を図る。

#### 2) 必要性

マイカーの普及等により公共交通の利用者が減少している一方で、通院や買い物などの移動手段として公共交通を必要としている高齢者等が存在する。今後、高齢化社会の進展により、公共交通に対する要望も増加、多様化することが想定され、町の第7次総合計画において、施策項目の1つに「道路・交通網の整備」を掲げ、公共交通の充実や利用しやすい環境づくりを目指している。

このような中、本町における公共交通のあり方について記載した上三川町地域公共交通整備計画に基づき、平成25年3月1日から行った実証運行の結果、平成28年4月から本格運行を開始したデマンド交通については、上記の目的に合った重要な公共交通として十分に役割を果たしており、今後も継続して運行を行う必要がある。

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### (1) 事業の目標

- ① 高齢者等の通院のための移動手段を確保する。
- ② 高齢者等の買い物のための移動手段を確保する。
- ③ 町内の地域公共交通サービスの平準化による交通不便地域を解消する。
- ④ 町内はもとより、隣接する市の病院や商業施設等への移動手段を確保する。
- ⑤ 一日あたり75人分の移動手段を確保する。(直近年度実績62.5人)

#### (2) 事業の効果

- ① 町民が広く「デマンド交通」を利用することによる公共交通の利用者数の増加と
- ② 運賃収入の増加。
- ③ 自動車を利用出来ない高齢者等が必要とする公共交通サービスの継続的な提供。
- ④ 高齢者等の外出機会の増加と社会参加や交流の促進、並びに「引きこもり」の減少や身体的、精神的な健康の維持・増進。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・町広報誌でのデマンド交通の周知(上三川町)
- ・鉄道や路線バスを含めた公共交通ネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成 及び配布・HP公表(上三川町・事業者)
- ・時間帯による利用者の偏りを解消するために、移動ニーズの調査や、混雑する時間帯 を避ける行動変容を呼びかける(上三川町・事業者)
- 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

別添の表1のとおり。

- 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
  - 上三川町から運行事業者への支払額については、運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。
- 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

関東交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

### 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

- ※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
- 8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

### 【地域間幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず
- 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

### 【地域間幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず
- 10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

### 【地域間幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず
- 11. 外客来訪促進計画との整合性

### 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず
- 12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

### 【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

# 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- ※車両を取得しないので記載せず。
- 14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

# 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

- (1) 事業の目標
- ※車両を取得しないので記載せず。
- (2) 事業の効果
- ※車両を取得しないので記載せず。
- 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の負担者<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】
  - ※車両を取得しないので記載せず。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

# 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※車両を取得しないので記載せず。
- 17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

# 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※貨客混載を導入しないので記載せず。
- 18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

### 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- (1) 事業の目標
- ※貨客混載を導入しないので記載せず。
- (2) 事業の効果
- ※貨客混載を導入しないので記載せず。
- 19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
  - ※貨客混載を導入しないので記載せず。
- 20. 協議会の開催状況と主な議論

平成26年6月11日 平成26年度第1回地域公共交通会議開催。

地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。

平成27年4月27日 平成27年度第1回地域公共交通会議開催。

地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。

平成28年1月27日 平成27年度第2回地域公共交通会議開催。

本格運行及び利用料金の改定について承認。

平成28年6月 2日 平成28年度第1回地域公共交通会議開催。

地域内フィーダー系統確保維持計画を承認。

平成29年1月 4日 平成28年度第2回地域公共交通会議開催。

デマンド交通町外運行場所の変更について。

平成29年6月13日 平成29年度第1回地域公共交通会議開催。

地域内フィーダー系統確保維持計画を審議。

平成30年4月27日 平成30年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。

上三川町地域公共交通網形成計画骨子案について協議。

平成30年6月22日 平成30年度第2回地域公共交通活性化協議会開催。

上三川町地域公共交通網形成計画素案について協議。

地域内フィーダー系統確保維持計画を審議。

令和元年5月29日 令和元年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。

地域内フィーダー系統確保維持計画を審議。

令和2年7月27日 令和2年度第1回地域公共交通活性化協議会開催。

地域内フィーダー系統確保維持計画を審議。

# 21. 利用者等の意見の反映状況

上三川町地域公共交通整備計画策定にあたり、アンケート調査及びパブリックコメント、また、デマンド交通運行開始後にアンケート調査を実施。

上三川町地域公共交通網形成計画策定に向けて、アンケート調査を実施した。平成30年7月にパブリックコメントを実施し、平成30年8月に計画策定をした。

意見集約の方法	期間	備考
アンケート調査	H23. 4∼H23. 5	回収率 70.3% (1,406件/2,000件)
パブリックコメント	H23. 12. 19~H24. 1. 17	
アンケート調査	Н25. 9	回収率 69.5% (695 件/1,000 件)
アンケート調査	H26. 9	回収率 74.6% (373 件/500 件)
アンケート調査	H27. 8	回収率 54.0% (324 件/600 件)
アンケート調査	H28. 12∼H29. 1	回収率 51.7% (310 件/600 件)
アンケート調査	H30. 1∼H30. 2	回収率 45.0% (675 件/1,500 件)
パブリックコメント	H30. 7	
アンケート調査	H31. 2∼H31. 3	回収率 58.5% (351 件/600 件)
アンケート調査	R2. 3	回収率 44.0% (220 件/500 件)

# 22. 協議会メンバーの構成員

上三川町地域公共交通活性化協議会 メンバー

構成員	構成員名称
町長又はその指名する者	副町長
一般乗合旅客自動車運送事業者	関東自動車 (株)
一般乗用旅客自動車運送事業者	関東交通 (株)
栃木運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局栃木運輸支局
住民又は利用者の代表者	上三川町自治会長連絡協議会代表
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車 の運転者が組織する団体	栃木県交通運輸産業労働組合協議会
道路管理者又はその指名する者	宇都宮土木事務所
<b>連路自座有文はての相右する有</b>	上三川町都市建設課
下野警察署長又はその指名する者	下野警察署
	栃木県県土整備部交通政策課
その他町長が必要と認める者	上三川町社会福祉協議会
	上三川町商工会

# 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1-1

(所 属)地域生活課 生活係

(氏 名) 冨田 法

(電話) 0285-56-9129

(e-mail) seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp

### 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

	<b>调行系統</b> 名	運行系統名	運行系統		計画 系統 憲行		計画   計画   置行   運行	再編	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
市区町村 運行予定者名	(申請番号)	起点	経由地	終点	キロ程 日数	運行 運行 日数 回数	再 	運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)		
	関東交通株式会社	(1)上三川町デマンド交通		町内 及町外 9箇 所		往 km 復 km	244日	6,588⊡		区域運行	□-①	上三川町役場停留所などで地域間幹線線は上本が表線による。 から	3
上三川町		(2)				往 km 復 km	П	回					
		(3)				往 km 復 km	П						
		(4)				往 km 復 km	В						
		(5)				往 km 復 km	日	回					

#### (注)

- 1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載する。
- 4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 5.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

### 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名 上三川町
------------

(単位:人)

	(十14.7)
	人口
人口集中地区以外	31,046
交通不便地域	

#### 交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

#### 地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
上三川町地域公共交通網形成計画	平成30(2018)年8月	平成31(2019)年度

#### (※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

#### (※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助 上限額の算定式をご活用ください。

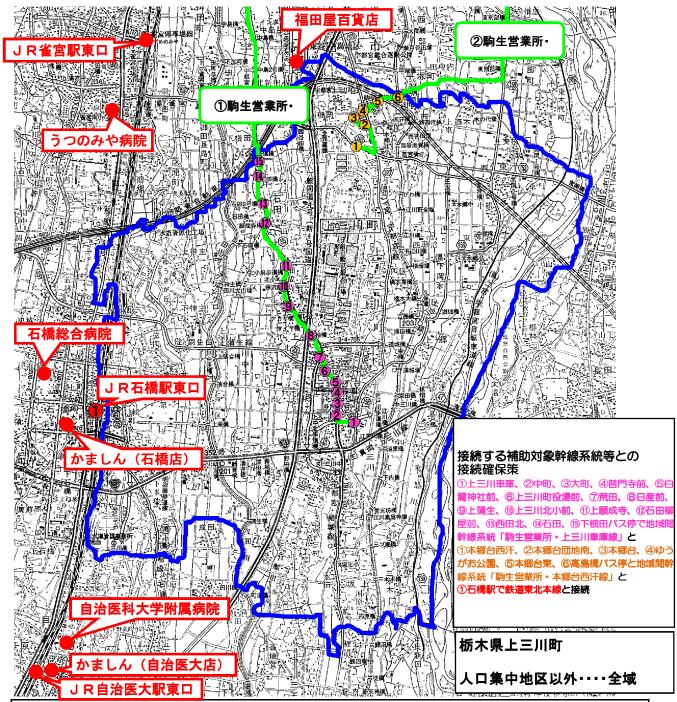
#### (1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
  - ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき 地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。 また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域 名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。

#### (2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

# 表 1 · 表 5 添付資料



### 凡例

- 幹線系統
  - ① 関東バス(駒生営業所~上三川車庫)② 関東バス(駒生営業所~本郷台西汗)
- 行政区域境
- 幹線系統バス停留所(上三川地域内)
- 区間運行場所(×9) 宇都宮市 JR雀宮駅 福田屋百貨店 うつのみや病院 下野市 JR石橋駅 石橋総合病院 かましん石橋店 JR自治医大駅 自治医科大学附属病院 かましん自治医大店

運行時刻表 午前8時~午後6時 1時間毎に運行。午後5時の便が最終便になります。

発車時刻	予約受付終了時刻	発車時刻	予約受付終了時刻
午前8時便	前営業日の午後5時まで	午後1時便	午後0:30まで
午前9時便	午前8:30まで	午後2時便	午後1:30まで
午前10時便	午前9:30まで	午後3時便	午後2:30まで
午前11時便	午前10:30まで	午後4時便	午後3:30まで
正午0時便	午前11:30まで	午後5時便	午後4:30末で